

小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部改正について

1 背景

住登外者(※)宛名番号管理機能によって行われる事務及び情報連携について、個人番号の独自利用事務として条例に定める必要があるため、小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部を改正し、必要な事項を追加するものです。

※ 「住登外者」（住民登録外者の意）とは、住民以外の方の意。市の業務においては、例えば課税情報として市内に土地を所有している市外在住の方の情報など、必要の範囲内で管理する場合があります。

2 改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例

3 改正内容

小田原市個人番号の利用に関する条例

【別表第1 関係】

マイナンバーの独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加します。

【別表第2 関係】

庁内連携を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するとともに、庁内連携を行っている事務において取り扱う特定個人情報として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報を追加します。

4 その他関連規則及び審査基準等

上記条例の一部改正に伴い、小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則において、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務および情報について規定することとします。

3 施行年月日（予定）

令和7年（2025年）12月